

## 士別市長の交際費の公表に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市長の交際費の支出に係る情報の公表（以下「市長交際費の公表」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表内容)

第2条 市長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

2 前項の規定にかかわらず、士別市情報公開条例（平成17年士別市条例第24号）第9条に規定する非公開情報に該当する部分等については、その内容を公表しないものとする。

(支出区分)

第3条 前条第1項第1号に規定する支出区分は、支出の内容により次のとおり分類する。

- (1) 祝儀 祝賀会、懇親会等へのお祝、祝酒、寸志等に係る経費
- (2) 会費 会議、総会、式典、懇親会等の出席に係る経費
- (3) 弔慰 葬儀等における香典、供花等に係る経費
- (4) 贈答費 土産、贈答品、記念品、餞別等に係る経費
- (5) 見舞い 病気、負傷等への見舞いに係る経費
- (6) その他 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要とする経費

(公表時期)

第4条 市長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の20日までに行うものとする。

(公表方法)

第5条 市長交際費の公表は、その内容を士別市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月24日訓令第2号）

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（令和3年1月31日訓令第1号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。